

## 北海道選挙管理委員会告示第61号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年12月27日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

### 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 他の法律に基づく選挙」を「第3章 削除」に、「第2節 海区漁業調整委員会委員選挙（第124条～第127条）」を「第2節 削除」に改める。

第25条中「第9項」を「第11項」に改める。

第41条中「、第2号及び第3号」を「及び第2号から第4号まで」に改める。

第75条中「第5項」を「第6項」に改める。

第3章を次のとおり改める。

#### 第3章 削除

第3章第2節を次のとおり改める。

#### 第2節 削除

第124条から第127条まで 削除

第138条中「北海道議会議員及び北海道知事並びに海区漁業調整委員会委員の選挙」を「北海道議会議員及び北海道知事の選挙」に改める。

別記第21号様式（第42条関係）備考2の事項中「衆議院小選挙区選出議員の選挙」を「衆議院議員小選挙区選出議員及び北海道議会議員の選挙」に改める。

別記第28号様式（第61条関係）中「公職選挙法第161条第1項第3号（漁業法において準用する場合を含む。）」を「公職選挙法第161条第1項第3号」に改める。

別記第40号様式（第88条関係）その2中  
「           年       月       日執行  
北海道知事選挙  
候補者 氏                           名 ㊦」

を

「           年       月       日執行  
                  選挙（           選挙区）  
候補者 氏                           名 ㊦」

に改める。

別記第41号様式（第89条関係）その2中  
「           年       月       日執行  
北海道知事選挙  
候補者 氏                           名 ㊦」

を

「           年       月       日執行  
                  選挙（           選挙区）  
候補者 氏                           名 ㊦」

に改める。

別記第42号様式（第89条関係）その2中  
「           年       月       日執行 北海道知事選挙」  
を

「 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）」  
に改める。

別記第43号様式（第91条関係）その1備考4の事項中「15,300円」を  
「15,800円」に改める。

別記第44号様式（第91条関係）その1備考4の事項中「7円30銭」を  
「7円51銭」に、「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」  
に改め、同様式その2備考4の事項中「26円73銭」を「27円50銭」に、  
「557,115円」を「573,030円」に改め、「(2) 限度額」の次に、次の文  
を加える。

「ア 当該選挙区内のポスター掲示場数が500以下の場合

$$\cdot \frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

イ 当該選挙区内のポスター掲示場数が500を超える場合」

別記第44号様式（第91条関係）その2を同様式その3とし、同様式そ  
の1中「その1（選挙運動用ビラ）」を「その1（選挙運動用ビラ（北  
海道知事選挙）」に改め、同様式その1の次に、次の様式を加える。

別記第44号様式（第91条関係）  
その2（選挙運動用ビラ（北海道議会議員選挙））

## 選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行  
北海道議会議員選挙（ 選挙区）  
候補者 氏 名 ㊟

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の指名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が北海道に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、北海道に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 16,000枚
  - (2) 限度額 7円51銭(単価) × 当該作成枚数

別記第45号様式(第92条関係)その2(別紙)備考1の事項中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円2銭」に改め、同様式その3(別紙)備考2の事項中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改め、「次により算出した額を記載してください。」の次に、次の一文を加える。

「ア 当該選挙区内のポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

イ 当該選挙区内のポスター掲示場数が500を超える場合」

別記第45号様式(第92条関係)その3を同様式その4とし、同様式その2中「その2(選挙運動用ビラ)」を「その2(選挙運動用ビラ(北海道知事選挙))」に改め、同様式その2の次に、次の様式を加える。

別記第45号様式  
その3（選挙運動用ビラ（北海道議会議員選挙））

請 求 書  
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

北海道知事 様

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者氏名 ㊟  
（電 話）（ ）

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例第5条の4の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 北海道議会議員選挙（ 選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 振 込 先 金融機関名 本・支店  
口 座 名 ふりがな  
口 座 番 号 （総合・当座・普通 ）

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、北海道選挙管理委員会が選挙運動用  
ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用  
に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及  
び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してく  
ださい。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、北海道に支払を請求すること  
はできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書  
(選挙運動用ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)	(E)	(D)×(E)=(F)	(G)	(H)	(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	7.51円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、平成30年12月27日から施行する。